

【別紙 1】

令和 6 年度以降のホームページおよびクラウド Web サーバ運用・保守業務委託仕様（案）

1 委託事業の名称

富山県立大学ホームページ・クラウド Web サーバ運用・保守業務

2 委託業務の実施期間

委託契約締結の日から令和 年 3 月 31 日（ ）まで

3 委託業務の概要

令和 6 年 4 月に情報工学部が開設し、工学部・看護学部と併せて 3 学部体制となることに伴い、リニューアルをした本学ホームページおよび、クラウド Web サーバの保守・運用を行うもの。

4 委託業務の詳細

(1) ホームページおよびクラウド Web サーバ運用・保守

1. 共通事項

障害時や対象ホームページ更新時等において、メールまたは電話での問合せに対応する受付窓口を設けること。

連絡受付時間及び対応時間については、平日午前 9 時から午後 5 時とすること。ただし、サービスの停止等の緊急性を伴う障害については、24 時間 365 日受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。

セキュリティ事故の発生等で本サービスのログを緊急に調査する必要がある場合、必要な支援を行うこと。

業務上、サービスの停止が発生する場合は、事前に本学担当者へ連絡の上、作業日時を調整すること。また、停止時間は必要最小限にすること。

各種システムの操作マニュアルおよび各種システム設定資料に変更が生じた場合、該当資料を修正し、改訂版を納入すること。

2. ホームページ運用・保守

対象範囲は富山県立大学ホームページ (<https://www.pu-toyama.ac.jp>) とする。

対象ホームページが常時適切に閲覧できる環境を維持すること。

対象ホームページの更新やプラグインの導入・運用にかかる技術サポートを行うこと。

運用に必要な CMS やその他システム(プラグイン等)について、原則として利用バージョンを最新化すること。

セキュリティパッチは、随時最新のものを適用すること。

1 日に 1 回、バックアップを行うこと。バックアップは 7 世代以上保持すること。また、必要と判断される場合に、バックアップからの復元を行うこと。

3. クラウド Web サーバ運用・保守

対象範囲は富山県立大学ホームページ (<https://www.pu-toyama.ac.jp>) の設置サーバ

【別紙 1】

および富山県立大学ホームページ、本学附属組織ホームページ設置ディレクトリの管理とする。

本サーバ上に附属組織ホームページの新規設置・閉鎖を実施する際、必要な技術情報の提供および、設置用のディレクトリの追加・削除、接続アカウントの発行・権限設定・削除を行うこと。(附属組織ホームページの運用・保守は対象外とする。)

サービス提供にあたり随時最新のバージョンアッププログラム、セキュリティパッチを提供し、適用すること。

常時 SSL 化を実施すること。

富山県立大学情報セキュリティポリシーを遵守するほか、外部からの不正アクセス、災害、コンピュータウイルス感染その他の情報資産に障害を与える原因となるものから情報資産を守るためのセキュリティ対策を行うこと。なお、他業者が提供するクラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。

- ア) セキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
- イ) サーバの設置場所は以下の条件を満たすこと。
 - A) 国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
 - B) 無停電電源装置および自家発電機を備えていること。
 - C) 入退出管理（生体認証、ICカード等）を行っていること。
 - D) 監視カメラにより常時監視を行っていること。
- ウ) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること、またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- エ) 利用しているOS、ミドルウェアについて最新のセキュリティパッチを適用すること。
- オ) ポリシーの遵守について、必要に応じて本学の監査を受けること。
- カ) アクセスログを3箇月以上保存すること。

クラウドサービスは ISMAP に登録されているものであること。

24 時間 365 日の運用を基本とした体制を整えること。

サーバ及びネットワーク機器に障害が発生した場合、迅速に対応でき、原則として1日以内に復旧が可能な体制を整備し、その体制を書面で本学に報告すること。

4. 障害対応

障害等が発生した旨の連絡を受けてから1時間以内に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。

障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに本学担当者へ連絡すること。

障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理し、作業報告書を障害発生の都度、障害対応完了から3営業日以内に本学担当者へ提出すること。

(2) ホームページおよびクラウド Web サーバの運用終了

【別紙 1】

ホームページおよびクラウド Web サーバの運用を終了し、新サービスへ移行する際には、本学が指定する資料、設定情報を提供すること。

5 遵守事項

(1) 再委託の禁止等

1. 受注者は、本業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本学から書面による承認を受けたときは、この限りでない。
2. 受注者は、本項 1 のただし書きの規定により、他の者に業務の実施を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、5-(2)及び 5-(3)の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
3. 本項 1 及び 2 の規定は、再々委託が行われる場合に準用する。
4. 再委託等の相手方の行為は、受注者の行為とみなす。

(2) 秘密の保持

1. 受注者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
2. 受注者は、本業務の実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うものとする。
3. 受注者は、本業務の実施における本学の秘密の保持に関し、別紙様式による誓約書（(1)の 1 のただし書（(1)の 3 の規定により準用する場合を含む。）の規定による再委託又は再々委託の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方（本項 4 及び 5 において「再委託等の相手方」という。）の誓約書の写しを含む。）を本学に提出するものとする。
4. 受注者は、本業務の実施における本学の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に、別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。）を提出させ、その写しを本学に提出するものとする。
5. 受注者は、本業務の実施における本学の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について、あらかじめ書面（再委託等の相手方の書面の写しを含む。）により本学に提出し、その承認を得なければならない。
6. 受注者は、本項 1 から 4 までの実施に関し、派遣社員等その雇用形態を問わず全ての本業務の従事者を対象としてこれを行うものとする。

(3) セキュリティの確保

1. 受注者は、テストの実施に際し、原則個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合には、本学の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならない。
2. 受注者は運用・保守業務を本学内で実施する場合には、業務従事者にその身分を示す証明書を常に携帯させ、かつ、本学の請求があるときは、直ちにこれを提示させなければならない。

【別紙 1】

6 納入物品

以下の資料について、納入期限までに提出すること。

	提出資料	納入期限
(1)	受注者の CMS・サーバアクセスアクセス IP アドレス一覧	契約後速やかに提出
(2)	附属組織ホームページ設置用ディレクトリー一覧（改訂版）	新規ディレクトリの追加・削除 対応完了後速やかに
(3)	附属組織ホームページ管理者用 SFTP アカウント	
(4)	月次作業報告書	当月の作業完了後速やかに
(5)	障害発生にかかる作業報告書	障害対応完了から 3 営業日以内
(6)	システム操作マニュアル（改訂版）	作成後速やかに
(7)	ホームページ、CMS、クラウド Web サーバの設定資料（改訂版） OS、ミドルウェア、DB 等のバージョン、EOL、パラメータ等が取りまとめられたもの	
(8)	作業完了報告書 全作業を網羅したもので、実績が記載されているもの	委託業務完了後速やかに

7 支払方法(案)

当月分を翌月支払い

8 その他

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 委託業務により新たに生じた著作権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）については、すべて富山県立大学に帰属するものとする。また、受注者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに、本学にその旨を書面により報告すること。
- (3) 成果物については、原則として本学が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上やむを得ず、著作権等を本学に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、その使用範囲や使用媒体に制限がないようにすること。本学に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、本学と協議すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、受注者と本学が必要に応じて協議するものとする。